

経営状況分析申請の手引

1 分析申請書類の送付先

分析申請書類の送付先は次のとおりで、郵便又は持込により土・日曜日及び国民の祝祭日を除く、午前9時から午後5時20分まで受け付けております。

〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10
経営状況分析センター西日本株式会社
〒813-0044 福岡県福岡市東区千早4-15-12-301号
経営状況分析センター西日本株式会社 福岡センター

電子申請の場合は、当社ホームページの「電子申請」から登録後、送信して下さい。送信は常時可能です。（ホームページのメンテナンス等のため一時的に使用中止になる場合があります。）申請書類の一部をFAXで申請することも可能です。

当社ホームページ <http://www.kjbc.co.jp>
電子申請用 FAX 0836-33-6753

2 分析手数料

- 郵送又は持込み申請の手数料は下記表のとおりとなっております。
- 手数料は当分析センター所定の振込用紙を使用して、払い込んで下さい。なお、振込手数料申請書郵送料は当分析センターが負担します。

また、「郵便振替払込受付証明書」を「経営状況分析申請書」の裏面に貼付けて下さい。

緊急の場合は、次の口座にお振込下さい。その場合は、領収証のコピーを分析申請書の裏面に貼付けて下さい。この場合の振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

山口銀行 上宇部支店 普通預金 6235740

福岡銀行 赤坂門支店 普通預金 1947460

ゆうちょ銀行（他行から） 店番558 普通預金 2407211

ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行から） 記号番号 15580-24072111

口座名義はいずれも、経営状況分析センター西日本株式会社 です。

結果通知書の発送までの日数	3営業日以内
法人・個人	13,370円(税込)

※上記日数には追加資料の再提出及び財務諸表の補正の再提出に要する時間を含みません。

- 電子申請の場合の分析手数料は、次の通りです。

結果通知書の発送までの日数	3営業日以内
法人・個人	12,340円(税込)

※上記日数には追加資料の再提出及び財務諸表の補正の再提出に要する時間を含みません。

- 分析手数料は、次の銀行口座にお振込下さい。なお、振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。口座名義はいずれも、経営状況分析センター西日本株式会社 です。

楽天銀行 ロック支店（支店番号202） 普通預金 7041089

住信SBIネット銀行 法人第一支店（支店番号106） 普通預金 1027720

山口銀行 上宇部支店 普通預金 6235740

福岡銀行 赤坂門支店 普通預金 1947460

ゆうちょ銀行（他行から） 店番558 普通預金 2407211

ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行から） 記号番号 15580-24072111

3 分析申請書用紙の入手方法

- ・ 申請書、振込用紙及び郵送用封筒など郵送用資料をご要望の方は、電話、メール、FAXで、当分析センターまでご連絡ください。（無料）
- ・ 申請書類は当分析センターホームページからもダウンロードできます。
- ・ 当分析センターに申請していただいたお客様（郵送・持込みによる申請の場合）には、翌年以降毎決算月の翌月に当社より申請書等を送らせていただきます。

山口県宇部市

TEL 0836-38-3781

FAX 0836-38-3782

メールアドレス : info@kjbc.co.jp

福岡県福岡市

TEL 092-663-5580

FAX 092-663-5612

メールアドレス : f-info@kjbc.co.jp

ホームページ

http://www.kjbc.co.jp

- ・ 電子申請の場合は、当社ホームページより電子申請用ファイルをダウンロードして経営状況分析申請書・財務諸表を作成して送信下さい。財務諸表は印刷して変更届に添付して下さい。
- ・ 従来の財務諸表作成ファイルでも電子申請は可能です。
- ・ 他のソフトで、財務諸表等を作成されている場合はPDFファイルに変換し、電子申請ファイルに添付して送信して下さい。（既に変更届を提出済の場合は、変更届に添付した財務諸表のPDFファイルを送信、又は、FAX送信して下さい。）
- ・ 電子申請で申請していただいたお客様には、登録されたメールアドレスへのメールにて、追加資料送付等のお願いを致しますので、電子申請後は、メールの受信に御留意下さい。又、次回申請時には、決算月の翌月に申請のお知らせメールを配信させていただきます。

分析の申請に必要な提出書類

	書 類 名	注 意 事 項
①	経営状況分析申請書	様式第 25 の 8 当社に初めて申請されるお客様は、欄外の「前々期減価償却実施額」を記載して下さい。
②	財務諸表 1. 貸借対照表 2. 損益計算書 3. 完成工事原価報告書 4. 株主資本等変動計算書 5. 注記表（様式 17 号の 2）	法人（建設業法施行規則別記様式 15 号～17 号） 個人（建設業法施行規則別記様式第 18・19 号） 法人の場合は、注記表の 2（5）の消費税の会計処理と 7（2）の受取手形割引高・裏書手形譲渡高を記載して下さい。（無い場合は“該当なし”と記載する。） 個人の場合は、注 消費税の会計方法を記載する。
③	兼業事業売上原価報告書	損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合のみ必要
⑤	青色申告書一式、又は、収支内訳書一式の写し	個人（財務諸表の内容・減価償却実施額を確認する為）
⑥	税務申告書別表 16（1）、16（2）、その他の減価償却実施額が確認できる書類	法人（減価償却実施額が 0 の場合は不要）
⑦	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書	会社法第二条第六号に規定する大会社であり、有価証券報告書提出会社
⑧	建設業許可通知書、又は、建設業許可証明書の写し	
⑨	委任状の写し	行政書士等が代理申請されるお客様のみ必要
⑩	郵便振替払込受付証明書	経営状況分析申請書の裏面に貼ってください。 電子申請の場合は、不要です。
⑪	換算財務諸表	当期決算が 12 ヶ月に満たない場合のみ必要です。

※当社に初めて申請されるお客様は、初回のみ、②③⑦について 3 期分必要です。

※当社に初めて申請されるお客様は、初回のみ、⑤⑥について 2 期分必要です。

※上記書類のほか、税務申告決算書・勘定科目の内訳書・総勘定元帳等の資料の提出又は提示をお願いします。

財務諸表の作成について

1 財務諸表を作成するときの注意事項

- (1) 財務諸表は、「建設業法施行規則別記様式第 15 号及び第 16 号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」に従い作成してください。「～定める件」は当社ホームページに掲載しています。
- (2) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理については、「税抜方式」で作成し、その旨を注記表の 2 (5) の欄に記載してください。なお、免税事業者の方は「税込方式」で作成ください。
- (3) 財務諸表の金額単位の表示は、千円未満を切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかの方法で記載してください。

(財務諸表の金額単位の表示例：切り捨ての場合)				
	決算報告書の表示		財務諸表の表示	
現金預金	10,000,750 円	→	10,000 千円	
受取手形	19,000,900 円	→	19,000 千円	※端数処理の結果
その他	9,000,800 円	→	9,000 千円	財務諸表の縦計には
流動資産合計	38,002,450 円	→	38,002 千円	差額が発生します。

- (4) 割引手形及び譲渡手形がある場合には、注記表の 7 (2) 手形遡及債務 (手形割引・手形譲渡) の欄に 割引手形×××、譲渡手形×××、の様に千円単位 (端数切捨て) で記載して下さい。無い場合は、“該当なし” と記載してください。

2 貸借対照表について

(1) 流動資産

① 完成工事未収入金

完成工事高に係るものは「完成工事未収入金」、兼業事業売上高に係るものは「売掛金」、どちらにも該当しないものは「未収入金」として計上してください。

② 未成工事支出金

建設工事に係るものは「未成工事支出金」、兼業事業に係るものは「兼業事業支出金」として計上してください。

③ たな卸資産

製品、商品、販売用不動産は「販売用資産」、建設工事に係るものは「材料貯蔵品」として計上してください。

④ 短期貸付金

履行期が決算日の翌日から起算して 1 年を超えるものは固定資産の投資その他の資産の「長期貸付金」として計上してください。

⑤ 仮払消費税

流動負債の「仮受消費税」と相殺し、「仮払消費税」が多いときは「未収消費税」、「仮受消費税」が多いときは「未払消費税」として計上してください。

⑥ 仮払税金

仮払税金は期末に損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に計上して精算してください。ただし、還付されることが客観的に見込める税額は、「未収金」として計上してください。

⑦ 前払費用

未経過保険料、未経過支払利息、前払賃貸料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。

※「その他（流動資産）」に含めた科目のうち、その金額が「資産合計」の5%を超える科目については、当該資産を明示する科目をもって記載してください。

（2）固定資産

① 破産更生債権等

完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなるものを計上してください。

② 長期前払費用

未経過保険料、未経過支払利息、前払賃貸料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの

③ その他（投資等）

長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの

（3）繰延資産

創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費（ソフトウェア開発費は除く。）の項目のみ計上できます。これらに該当しない法人税上の繰延資産は無形固定資産又は投資その他の資産に計上してください。

① 株式交付費

株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用

（4）流動負債

① 未払金

建設工事に係るものは「工事未払金」、兼業事業に係るものは「兼業事業未払金」又は「買掛金」、どちらにも該当しないものは「未払金」として計上してください。

② 短期借入金

短期借入金は、1年以内に返済されるもの及び当座借越額を含みます。借入先が代表者や役員等で無利息のものであっても借入金となりますので短期借入金に含めて計上してください。

③ 割引手形、裏書譲渡手形

流動資産の「受取手形」と相殺し、注記表の3（2）の欄に千円単位（端数切捨て）で各々記載してください。

④ 未成工事受入金

建設工事に係るものは「未成工事受入金」、兼業事業に係るものは「兼業事業受入金」、どちらにも該当しないものは「前受金」として計上してください。

⑤ 仮受消費税

流動資産の「仮払消費税」の処理に従ってください。

※「その他（流動負債）」に含めた科目のうち、その金額が「負債純資産合計」の5%を超える科目については、当該負債を明示する科目をもって記載してください。

(5) 固定負債

長期借入金

借入先が代表者や役員等で無利息のものであっても借入金となりますので長期借入金に含めて計上してください。

※「その他（固定負債）」に含めた科目のうち、その金額が「負債純資産合計」の5%を超える科目については、当該負債を明示する科目をもって記載してください。

(6) 期首資本金（個人のみ）

前期末の「純資産合計」を計上してください。

3 損益計算書について

(1) 売上高

① 完成工事高

コンサルタント収入、設計料、リース料、資材売却益等は該当しません。

② 兼業事業売上高

「業」として営んでいない場合の収入は、内容に応じて「その他営業外収益」又は「その他特別利益」に計上してください。

(2) 販売費及び一般管理費

貸倒引当金繰入額

営業取引により発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額を計上してください。なお、洗替法の場合、繰入額が多いときはその差額を計上し、戻入額が多いときにはその差額を特別利益の「前期損益修正益」に計上してください。

(3) 営業外費用

① 貸倒引当金繰入額

営業取引以外により発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額を計上してください。なお、洗替法の場合、繰入額が多いときはその差額を計上し、戻入額が多いときにはその差額を特別利益の「前期損益修正益」に計上してください。

② 支払利息

平成20年4月1日の建設業法施行規則の改正により「手形割引料」は「支払利息」に含めないことになりました。

(4) 特別利益

① 前期損益修正益

前期の貸倒引当金の戻入益等を計上してください。

② その他特別利益

固定資産の売却益、多額の保険解約金、保険金収入、満期返戻金等を計上してください。

(5) 法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税と利益に関する金額を課税標準として課される事業税を計上してください。又、法人税等の更正、決定等による追加納付や還付があった場合もここに含めて計上してください。

(6) 法人税等調整額

税効果会計を採用していない場合は、記載しないでください。なお、税効果会計適用初年度に「過年度税効果調整額」が発生したときは、ここに含めなくて「株主資本等変動計算書」の繰越利益剰余金の当期変動額として計上してください。

4 完成工事原価報告書について

① 期首仕掛工事

期首仕掛工事として計上することはできません。必ず、材料費、労務費、外注費、経費に分類してそれぞれに加算してください。

② 期末仕掛工事

期末仕掛工事として計上することはできません。必ず、材料費、労務費、外注費、経費に分類してそれぞれに減算してください。

③ 経費

経費のうち退職金、法定福利費及び福利厚生費については、“(うち人件費)”として内書きしてください。

5 財務諸表（損益計算書等）の換算について

決算期変更等により、当期が12ヶ月未満である場合、前期決算の数値を用いて12ヶ月分の換算財務諸表を作成して下さい。

分析手数料に係る「郵便振替払込受付証明書」（郵送申請の場合）

払込取扱票 通常払込 料金加入 02 口座記号番号 013702 金額 13370 経営状況分析センター 西日本株式会社 料金 13370 切り返らないで郵便局にお出しください		郵便振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 013702 通常払込 41504 経営状況分析センター 西日本株式会社 金額 13370 おなまえ ※ 依頼人 様 受付局日附印 料金 13370	郵便振替払込受付証明書(お客様用) (払込人⇒郵便局⇒払込人) 口座記号番号 013702 金額 41504 経営状況分析センター西日本株式会社 金額 13370 ※裏面を必ずご覧ください。 受付局日附印 (私製承認 広島貯金事務センター第 号)
---	--	---	---



払込後、この部分を経営状況分析申請書の裏面右下に貼り付けて下さい。

※ 振込手数料は当分析センターが負担いたします。

分析申請書の記載例

1 経営状況分析申請書

(用紙A4)

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 20 年 4 月 1 日

登録経営状況分析機関代表者

経営状況分析センター西日本株式会社

代表取締役 河野茂男 殿

株式会社 宇部建設
代表取締役 宇部太郎

山田行政書士事務所

申請者 所長 山田太郎 印

代理人申請の場合、申請者の他に申請書、添付書類、財務諸表を作成した者は氏名を併記し、押印します。この場合は作成に係る委任状の写しを添付します。

別表の国土交通大臣・都道府県知事コード表より記入します。

前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入します。

会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は2を選択。その他会社は1を選択

この部分のフリガナは不要です。

審査対象事業年度及び前審査対象事業年度に減価償却費として費用計上した金額を記載

都道府県、市区町村、町名、街区符号及び記号番号などを記入して下さい。ただし、「丁目」「番」「号」については、- (ハイフン) を用いて記入して下さい。

項番	申請年月日		申請時の許可番号		前回の申請時の許可番号		審査基準日	審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		法人又は個人の別	前回の申請の有無	単独決算又は連結決算の別	商号又は名称のフリガナ	商号又は名称	代表者又は個人の氏名のフリガナ	代表者又は個人の氏名	主たる営業所の所在地	主たる営業所の電話番号	当期減価償却実施額	前期減価償却実施額	(備考欄)	
	0	1	平成 20 年 4 月 1 日		0 2		0 3	0 4	0 5		0 6		0 7		0 8	0 9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	
	平成 20 年 4 月 1 日		大臣知事 35		大臣知事		平成 20 年 3 月 31 日	自平成 19 年 4 月 1 日～至平成 20 年 3 月 31 日		自平成 18 年 4 月 1 日～至平成 19 年 3 月 31 日		自平成 17 年 4 月 1 日～至平成 18 年 3 月 31 日		1 (1.法人 2.個人)	2 (1.有 2.無)	1 (1.単独決算 2.連結決算)	ウベケンセツ	(株) 宇部建設	ウベ タロウ	宇部 太郎	〒 755-0001 山口県宇部市常盤町 1-1-2-3	0836-11-1111	11,000 (千円)	8,500 (千円)		

連絡先

所属等 建築課 氏名 山田花子 電話番号 0836-11-1111 ファックス番号 0836-11-1112

経営状況分析センター西日本株式会社「経営状況分析業務委託契約約款」に同意のうえ経営状況分析の申請をします。

前々期減価償却実施額 (千円)

当社に初回申請時のみ記載します。

2 経営状況分析申請書の記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請者又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。
- 2 太枠（備考欄）の枠内には記入しないで下さい。
- 3 **0** **1** 「申請年月日」の欄は、経営状況分析センター西日本株式会社に申請書を提出する年月日を記入して下さい。
- 4 **0** **2** 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣」及び「一般」は、不要のものを消して下さい。
- 5 **0** **2** 「申請時の許可番号」の欄の「大臣コード」の枠には、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入して下さい。「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入して下さい。
- 6 **0** **3** 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入して下さい。
- 7 **0** **4** 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入して下さい。
- 8 **0** **5** 「審査対象事業年度」の欄の「至平成 年 月 日」には審査基準日を、「自平成 年 月 日」には審査基準日の1年前の日の翌日を記入して下さい。
また、「処理区分」の①は、下の表の分類に従い、該当するコードを記入して下さい。

コード	処 理 の 種 類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合 自平成 15 年 4 月 1 日～至平成 16 年 3 月 31 日
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合 自平成 15 年 4 月 1 日～至平成 16 年 3 月 31 日
02	商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成 15 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で平成 16 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき 自平成 15 年 4 月 1 日～至平成 16 年 3 月 31 日 (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成 15 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により平成 15 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき 自平成 15 年 1 月 1 日～至平成 15 年 12 月 31 日
03	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成 15 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で平成 16 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自平成 15 年 10 月 1 日～至平成 16 年 3 月 31 日
04	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成 15 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成 16 年 3 月 31 日）より前の日（平成 15 年 11 月 1 日）に申請するとき 自平成 15 年 10 月 1 日～至平成 15 年 10 月 1 日

また、「処理区分」の②は、次の別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入して下さい。

- 9 **0** **6** 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記入して下さい。
- 10 **0** **7** 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記入して下さい。
- 11 **0** **9** 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入して下さい。
- 12 **1** **0** 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入して下さい。
- 13 **1** **1** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。
- 14 **1** **2** 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入して下さい。

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 15 **1** **3** 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入して下さい。
- 16 **1** **4** 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入して下さい。
- 17 **1** **5** 「主たる営業所の所在地」の欄は、郵便番号、都道府県、市町村、町名、街区符号及び住居番号などを記入して下さい。ただし、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて記入して下さい。
- 18 **1** **6** 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号を記入して下さい。
- 19 **1** **7** 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に、「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記入して下さい。「2」と記入した者は、記入を要しません。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示して下さい。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記入して下さい。

- 20 **1** **8** 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記入して下さい。
 ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄に内容に変更がないものについては、記入を省略することができます。
- 21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入して下さい。
- 22 欄外の「前々期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前々審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記入して下さい。
 ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前々回の「当期減価償却実施額」の欄に内容に変更がないものについては、記入を省略することができます。

別表 (1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表 (2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

減価償却実施額について

減価償却実施額については、次のものも対象となります。（【 】は、分析申請書に添付する確認書類です。）

- ① リース資産の償却額【 別表 16 (4) 】
- ② 税法上の繰延資産で、財務諸表において無形固定資産として計上し、費用計上された償却額【 別表 16 (6) 】
- ③ 少額減価償却資産の取得価額【 別表 16 (7) 】
- ④ 一括償却資産の償却額【 別表 16 (8) 】

3 兼業事業売上原価報告書

例： 建設資材の製造及び販売を兼業している場合

(様式A4)		
様式第二十五号の九 (第十九条の四関係)		
兼業事業売上原価報告書		
自平成	年	月 日
至平成	年	月 日
(会社名) _____		
兼業事業売上原価		
期首商品 (製品) たな卸高	①商品又は製品の前期末繰越高
当期商品仕入高	②
当期製品製造原価	③
合 計	_____	④→①+②+③
期末商品 (製品) たな卸高	△ _____	⑤→商品又は製品の当期末繰越高
兼業事業売上原価	=====	→④-⑤損益計算書の兼業事業売上原価と一致
(当期製品製造原価の内訳)		
材 料 費	⑥→製造に要した材料費
労 務 費	⑦→製造に係る人件費のうち原価に該当するもの
経 費	⑧→製造に要した材料費、労務費以外の原価
(うち 外注加工費)	(.....)	
小計 (当期総製造費用)	_____	⑨→⑥+⑦+⑧
期首仕掛品たな卸高	⑩→半製品の前期末繰越高
計	⑪→⑨+⑩
期末仕掛品たな卸高	△ _____	⑫→半製品の当期末繰越高
当期製品製造原価	=====	⑬→⑪-⑫ (③と一致します)

※ 財務諸表と同様、消費税の経理処理方式は「税抜方式」で作成してください。
 (消費税の免税事業者は、税込方式で作成して下さい。)

経営分析の8指標

1 分析指標の算式及び意味（単独決算）

	経営状況分析の指標	算出式	上限値	下限値
負債抵抗力指標				
Y1	純支払利息比率	$(\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$	5.1	-0.3
Y2	負債回転期間	$(\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$	18.0	0.9
収益性・効率性指標				
Y3	総資本売上総利益率	$\text{売上総利益} / \text{総資本} (2\text{期平均}) \times 100$	63.6	6.5
Y4	売上高経常利益率	$\text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$	5.1	-8.5
財務健全指標				
Y5	自己資本対固定資産比率	$\text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100$	350.0	-76.5
Y6	自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$	68.5	-68.6
絶対的力量指標				
Y7	営業キャッシュフロー (絶対額)	$\text{営業キャッシュフロー} (2\text{期平均}) / 1\text{億}$	15.0	-10.0
Y8	利益剰余金 (絶対額)	$\text{利益剰余金} / 1\text{億}$	100.0	-3.0

※小数点第4位四捨五入

- ・ 総資本売上総利益率について、2期平均の総資本が3千万円以下の場合は3千万円と読み替える。
- ・ 総資本＝負債純資産合計
- ・ 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額±貸倒引当金増減額－法人税、住民税及び事業税
±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±受入金増減額

売掛債権・・・受取手形＋完成工事未収入金（増加分は、（－））
 仕入債務・・・支払手形＋工事未払金（増加分は、（＋））
 棚卸資産・・・未成工事支出金＋材料貯蔵品（増加分は、（－））
 受入金・・・未成工事受入金（増加分は、（＋））

「個人事業者の場合」

- ・ 経常利益＝事業主利益
- ・ 利益剰余金＝純資産合計

「連結決算の場合」

- ・ 自己資本＝純資産合計－少数株主持分
- ・ 営業キャッシュフローの額＝連結キャッシュフロー計算書における「営業活動におけるキャッシュフローの額」

※審査対象事業年度に含まれる月数が12ヶ月に満たない場合は、上記計算結果にかかわらず、X1及びX2については上限値を、その他の項目については、下限値をとるものとして算定します。

2 経営状況分析の評点の算出方法

$$\begin{aligned} A \text{ (経営状況点数)} &= -0.4650 \times X 1 \text{ (純支払利息比率)} \\ &\quad -0.0508 \times X 2 \text{ (負債回転期間)} \\ &\quad +0.0264 \times X 3 \text{ (総資本売上総利益率)} \\ &\quad +0.0277 \times X 4 \text{ (売上高経常利益率)} \\ &\quad +0.0011 \times X 5 \text{ (自己資本対固定資産比率)} \\ &\quad +0.0089 \times X 6 \text{ (自己資本比率)} \\ &\quad +0.0818 \times X 7 \text{ (営業キャッシュフロー)} \\ &\quad +0.0172 \times X 8 \text{ (利益剰余金)} \\ &\quad +0.1906 \end{aligned}$$

A : 小数点以下第 3 位四捨五入

Y (経営状況の評点)

$$Y = 167.3 \times A \text{ (経営状況点数)} + 583$$

Y : 小数点以下第 1 位四捨五入

3 建設工事の種類ごとの総合評定値の算定方法

経営状況の評点は、国土交通省北海道開発局長・各地方整備局長、内閣府沖縄総合事務局長又は都道府県知事において建設工事の種類ごとの総合評定値の算出に次のように用いられます。

総合評定値 (P) = 0.25 × X 1 + 0.15 × X 2 + 0.20 × Y + 0.25 × Z + 0.15 × W

X 1 = 工事種別年間平均完成工事高評点
X 2 = 自己資本額及び利益額
Y = 経営状況評点
Z = 技術職員及び元請完成工事高
W = その他の審査項目(社会性等)評点

経営状況分析申請の手引

平成 27 年 4 月 1 日改訂

発行者 経営状況分析センター西日本株式会社

〒755-0036 山口県宇部市北琴芝 1-6-10

TEL : 0836-38-3781 FAX : 0836-38-3782

〒813-0044 福岡市東区千早 4-15-12-301 号

TEL : 092-663-5580 FAX : 092-663-5612

URL : <http://www.kjbc.co.jp>